

オンライン資格確認開始のお知らせ

当所では、令和5年4月1日よりマイナンバーカードを利用した「オンライン資格確認システム」の運用を開始します。

マイナンバーカードをお持ちの方は、窓口において健康保険証をご提示いただかなくても窓口設置のカードリーダーを利用することで、保険の資格確認が行えるようになります。なお、健康保険証でも従来どおり受診が可能です。

▶オンライン資格確認システムとは

来所された患者様の保険情報及び、服用薬剤、特定健診に関する情報について個々の医療機関がその場で確認できるシステムです。

現在、マイナンバーカードと健康保険証を紐付けすることができるようになっていますが、マイナンバーカードを保険証として使用し、資格確認を行うために必要となるのが「オンライン資格確認システム」です。

▶オンライン資格確認のメリットについて

- ・健康保険証が変わってもずっとマイナンバーカードで資格確認できます。
- ・お薬手帳等がなくても薬剤情報、特定健診情報を医療機関に提供できます。(情報提供に同意された場合)
- ・限度額認定証の申し込みと提示が不要となります。

▶オンライン資格確認の手順

- ①マイナンバーカードを機器にセット
- ②モニター画面で顔認証
- ③情報提供の同意
情報提供は任意となります。
機器やシステムに顔写真データは、
保存されませんのでご安心ください。



カードリーダー